

令和４年度 大田市新観光振興計画改定業務委託仕様書

1. 業務名

令和４年度 大田市新観光振興計画改定業務

2. 業務目的

平成２８年度に策定した「新観光振興計画」（以下、「現計画」という。）は、令和３年度に中間年を迎えたが、この間、自然災害や令和２年１月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、計画目標の達成は非常に困難な状況となっている。

また、新型コロナウイルス感染拡大は、安全安心・３密回避・休養・癒しといった、新たな観光トレンドや消費動向の変化をもたらした。このようなニーズの変化に対応した観光施策への見直しを検討する必要がある。

こうした状況の中、登録観光地域づくり法人（登録DMO）となった一般社団法人大田市観光協会をはじめ、市内各地で民間主体の観光推進組織が設立され、コロナ収束後の観光需要に対応した体験型旅行商品の開発、観光地の再生・高付加価値化に精力的に取り組んでいる。こうした民間事業者の自立した取り組みを更に進展させ、官民それぞれの役割分担を明確にし、様々な目的を持って本市を訪れる旅行者全てを確実に受け入れることができる観光推進体制を再検討する必要性が生じている。

本業務は、コロナ収束後の観光需要回復期、そして中長期的な視点でニーズの変化に対応するため、本市の観光を取り巻く情勢や今後の需要予測を基に、『第２次大田市総合計画』『大田市産業振興ビジョン』等の上位計画との整合を図りながら、「本市が観光振興に取り組む目的の明確化」「定量・定性的な目標設定」「目標達成のための推進体制、役割分担の明確化と関係者への浸透」など、大田市観光の在り方について検討を行い、市民並びに観光関連団体に分かりやすく、民間・地域主体の観光地域づくりの共通のビジョンとなる計画の改定を行うものである。

3. 契約期間

契約締結日から令和５年３月１７日まで

4. 業務内容

(1) 各種調査の実施、影響分析

現計画策定後の観光客の動向、地域の現状の変化を把握するため、国・県の施策や観光客の動向、新型コロナウイルス感染症拡大後における観光のトレンドの変化など、新たな要素・視点の調査・研究を行い、課題と対策を検討する。観光入込客延べ数の推移や観光動態調査結果等を基に、本市への観光消費による経済波及効果に与える影響度合いを調査、分析すること。

また、市外県外の観光関連施設や若年層から本市の観光に関する意識調査を行う

こと。

※既存のデータを収集・引用して調査分析をすることも可。

※アンケート調査、Web調査、ビッグデータの活用など、効果的な調査・分析方法について、受注者からの提案を求める。なお、提案内容は、事業費限度額の範囲で実施できる内容とし、実施にあたっては改定委員会で協議すること。

(2) 現計画の進捗状況の確認と検証

現計画である「大田市新観光振興計画」（平成29年3月策定）の進捗確認と検証を行う。

(3) ウィズコロナ・アフターコロナ期における本市観光の将来予測

(1)、(2)を基に、政府、シンクタンク、専門家等の各種調査結果における今後の観光の未来予測を行い、本市における観光の在り方の未来予測を行う。

(4) 現計画の見直し、KPIの再設定

現計画のコンセプト、5つの基本方針、19の基本施策について見直しを行い、KGI及びKPIの再設定を行う。KGI及びKPIは定量的で計測可能な指標を設定する。

※KGI及びKPIについて、受注者からの提案を求める。提案内容はKGI及びKPIに設定する指標、計測方法及び計測に要する費用とする。

(5) 観光施策、観光推進体制、役割分担の検討

(4)の目標を達成するために最も効果的、能率的な観光施策、観光推進体制及び観光推進体制における役割分担を検討し、提案する。

(6) 大田市新観光振興計画改定委員会（仮称）の開催・運営

計画改定に当たり、学識経験者、観光関係者等から構成する大田市新観光振興計画改定委員会（仮称。以下「委員会という。」）を設置し、計画策定に向けた協議を行う。委員会の運営に関して必要な業務は全て受注者が実施すること。

なお、委員会は4回程度の開催を想定しており、発注者は委員会の設置、委員の選任、報酬・費用弁償の支払事務を行い、受注者は委員会の招集、会議資料の作成、議事録作成、会議への出席及び会議での質問事項に対する回答案の作成を行うことを想定している。

(7) ワーキンググループの開催・運営

計画改定に当たり、必要に応じワーキンググループを設置し、計画素案策定に向けた協議を行う。受注者はワーキンググループの運営に関して必要な業務は全て受注者が実施すること。

(8) 改定計画の素案作成

「4. 業務内容」(1)から(7)を踏まえた大田市新観光振興計画改定素案の作成及びその概要版の作成を行う。なお、計画の期間を令和5年4月から令和9年3月（現計画の残期間）とする。

(9) パブリックコメントの実施補助

市民等の意見を計画に反映するため、パブリックコメントを実施する。受注者においては、パブリックコメントで寄せられた意見の集約、回答案の作成、資料の作成等の事務補助を行うこと。

(10) 市役所内部会議及び関係各課との調整資料作成、会議への同席

(11) 市議会全員協議会等市議会説明資料作成

(12) 計画改定に係るその他必要な業務

5. 事業費限度額

委託料上限額は5, 720千円（消費税及び地方消費税を含む）

※企画提案書に基づく業務全てと、大田市との打合せに要する費用を含む。

6. 打ち合わせ

本業務の実施に当たっては、業務工程表に従って行い、特に業務内容に変更、提案、疑義が生じた場合、受注者は事前に十分に発注者と打ち合わせを行うこと。また、受注者において打合せ記録簿を作成し、相互確認の上、保管するものとする。

7. 費用の負担

本業務の実施に当たり必要な費用は、原則として受注者の負担とする。

8. 成果品

以下の成果品を紙媒体及びPDFデータにて納品すること。紙媒体は成果品の項目ごとにインデックスをつけ、チューブファイルに綴じるものとし、PDFデータはCD-RもしくはDVD-Rに格納し、納品すること。

なお、提案内容によって成果品の種類、規格等に変更が生じた場合は、受注者の負担によって増減するものとする。

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 計画書 1部
- (3) 計画書概要版 1部
- (4) 各種引用データ及び収集データ 1部
- (5) 経費明細書 1部

9. 企画提案書の作成

(1) 企画提案書の作成

「4. 業務内容」に沿った内容で、かつ次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

ア 企画のコンセプト・全体イメージ

- イ 具体的実施方法・内容（業務内容ごと）
- ウ 過去 5 年間の観光振興に係る計画策定実績
- エ 実施体制及びスケジュール（コンソーシアムで共同申請する場合は各社の役割分担を明記すること。）

(2) 見積書の作成

ア 本業務の実施に要する見積書を作成すること。また見積書には経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を添付すること。

なお、提案に係る費用の総額は委託予定額を超えないこととする。

イ 見積書及び積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、島根県大田市長 楫野 弘和あてに、公募型プロポーザル参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載し、社印及び代表者印を押印のうえ提出すること。

(3) 企画提案書及び見積書の提出

ア 企画提案書及び見積書の提出部数は 8 部（正本 1 部、副本 7 部）とし、一度提出した企画提案書及び見積書は、提出締め切り日以降はこれを書き換え、引き換え、撤回することができないものとする。

イ 企画提案書及び見積書は 1 者 1 提案とし、複数の提案は認めない。

ウ 企画提案書及び見積書は全て書面で提出すること。

10. その他留意事項等

- (1) 受託業者については、審査委員会を設置し、プレゼンテーションにより選定を行う。
- (2) 選定された事業者の企画提案については、協議の上で一部変更する場合がある。
- (3) 本業務の全ての成果物（素材を含む）は、知的所有権や知的財産権等法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないよう、充分注意すること。なお、それらを用いたことにより第三者との間に生じた紛争は、提案者の責任において解決するものとし、当該第三者に対して損害の賠償を要するときは、提案者がその費用を負担するものとする。
- (4) 本業務の全ての成果物（素材を含む）の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む）は、島根県大田市に帰属する。また、本業務の全ての成果物（素材を含む）の利用に関する全ての著作権者人格権は、これを行使しないものとする。